

平成 27 年度における温室効果ガス等の排出の 削減に配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人酒類総合研究所は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめましたので、公表します。

1 平成 27 年度の経緯

環境配慮契約法並びに国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 26 年 2 月 4 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、環境配慮契約の締結に努めました。

2 平成 27 年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業（E S C O 事業）に係る契約及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務に係る契約について、該当はありませんでした。

なお、産業廃棄物の処理に係る契約においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「P C B 廃棄物」という。）の処理に係る業務 1 件の契約を行いました。委託者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社が高濃度 P C B 廃棄物処理を受入から最終処分まで行うことができる唯一の機関であるため随意契約とし、環境配慮契約に至っておりません。